



第10支部共同実施だより

令和2年度 第3号
令和2年 7月
第10支部学校事務共同実施



夏季休業中のサービスについて

間もなく夏季長期休暇が始まります。通常とは異なる勤務が多くなりますので、事前にサービス関係について再確認しましょう。(別紙「令和2年度 サービスのお知らせ」参照)

互助組合の一部事業に変更があります

(1) 退職互助部の療養費について

退職組合員が疾病・負傷により療養を受けたとき、保険適用の医療費を対象に、療養費が給付されます。その療養費の算定方法が改訂され、給付額が大幅に変わる場合があります。

| 改訂前 | 改訂後 | たとえば… |
|---|--|---|
| 退職組合員全員、 ●同一月の医療機関ごと ●通院と入院を合算して 計算する。 | ①69歳以下は、 ●同一月の医療機関ごと ● <u>通院と入院はそれぞれ</u> 計算する。 ②70歳以上は、 ●同一月を <u>すべて合算して</u> 計算する。 | 69歳の方が月に通院で6,000円、入院で1万円 かかった場合 改訂前は、 $\{(6,000+10,000) - 3,500\} \times 0.8$ =10,000円給付 改訂後は、通院(6,000-5,000)×0.6 +入院(10,000-5,000)×0.6 =3,600円給付 |
| 上記で算出した額からそれぞれ ●3,500円を控除した合計額に ●0.8を乗じて 得た額とする。 | 上記で算出した額からそれぞれ ● <u>5,000円</u> を控除した合計額に ● <u>0.6</u> を乗じて 得た額とする。 | ①4,000円の療養費がかかった場合 改訂前は、400円 改訂後は、給付なし ②10,000円の療養費がかかった場合 改訂前は、5,200円給付 改訂後は、3,000円給付 |
| 給付限度額は80,100円 | 給付限度額は <u>20,000円</u> | 80,000円の療養費がかかった場合 改訂前は、80,000円給付 改訂後は、20,000円給付 |

※令和2年6月9日から施行、令和3年4月診察分から適用

(2) 婦人科検診について

婦人科検診のうち、「子宮がん検診」の実施主体が「互助組合」から「地方自治体」になります。それに伴い、申込み方法等に変更があります。

| | 変更前 | 変更後 |
|------|--------------|---------------------------------|
| 申込先 | 互助組合 | 地方自治体が指定する医療機関 |
| 申込者 | 4月に学校ごと取りまとめ | 各個人 |
| 検診費用 | 互助組合の全額負担 | 受診の際は自己負担 後日、互助組合に請求 ※領収書が必要 |

※「現職組合員被扶養者健康診断助成」として地方自治体を実施する子宮がん検診を受診した際も、助成対象となります。



令和2年度のおしらせ

不明な点は事務職員にお聞きください。



| 休暇 | | | | | |
|---|--|---|-----|-------|-----------------------------|
| 内 容 | 備 考 | | 部 数 | 提 出 先 | 出 勤 簿 の 表 示 |
| 年次有給休暇 | 夏季計画的年休 | 日単位で3日 ※本休暇分の追加付与は無し ・休暇申請期間の余白に「夏季」と記載する | 1 | 学校長 | 終日：休暇 |
| | その他 | 日または半日 (8:15-12:15/13:00-16:45)または時間単位 | | | 半日：時休半 |
| | ○年次有給休暇等管理簿 | | | | 時間取得：時休○ |
| 夏季休暇 | 日単位で5日 ※7月～9月の間に取得する | | 1 | 学校長 | 夏休 |
| | ○年次有給休暇等管理簿 | | | | |
| 両立支援休暇 | 日または時間単位で2日 ※取得可能事由を記入する | | 1 | 学校長 | 特休 |
| | ○年次有給休暇等管理簿 ※理由欄に該当番号・記号を記入する 例「3-エ」 | | | | |
| | ※夏季計画的年休に替えて使用することも可(但し、取得要件あり) | | | | |
| その他の服務 | | | | | |
| 内 容 | 備 考 | | 部 数 | 提 出 先 | 出 勤 簿 の 表 示 |
| 教職員体育大会(中止) | 校長 | 職務専念義務免除願出書(個人用) 様式第30号その1 | 2 | 教職員課 | 免除 or 免除○ |
| | その他 | 職務専念義務免除願出書(連名用) 様式第30号その4 | 1 | 学校長 | |
| 静岡地区教育講演会 7/31(金)清水文化会館マリナート (中止) | 旅行整理簿兼自家用車による出張申出承認簿 または 年次有給休暇等管理簿 ※現職に関するもので職務上必要と判断される場合は、公務扱い (それ以外は年次有給休暇) ※教員も校長・事務職員と同じ扱いに変更 | | 1 | 学校長 | (公務扱い) 出張 |
| 教員免許更新制に係る 免許状更新講習 | 職務専念義務免除願出書(個人用) 様式第30号その3またはその4 | | 1 | 学校長 | 免除 or 免除○ |
| 人間ドック (義務検診に代える場合) | 職務専念義務免除願出書(個人用) 様式第30号その3 ※1泊2日以上の場合、健診日と別日に結果説明を受ける場合、再検査及び精密検査は年次有給休暇 | | | | |
| 脳ドック (共済組合認定の医療機関で受診) | 職務専念義務免除願出書(個人用) 様式第30号その3 ※指定医療機関以外は年次有給休暇 | | | | |
| 生活習慣病健診、指定年齢健診、 婦人科健診 | 学外命令簿 または 旅行整理簿兼自家用車による出張申出承認簿 | | 1 | 学校長 | (公務扱い) 出張・学外 |
| 教員免許状認定講習 | 職務専念義務免除願出書 様式第30号その1(個人用) (10日間) ※但し、11日目からは教特法第22条第2項による研修 または年次有給休暇扱い(様式第31号・第32号) | | 2 | 教職員課 | 免除 or 免除○ |
| 大学の通信教育の課程 | | | | | |
| スクーリング・集中講義、 大学等における司書教諭講習会 | | | | | |
| 栄養教諭免許取得の認定講習 | | | | | |
| 社会教育主事講習会 | 年次有給休暇等管理簿 | | 1 | 学校長 | 終日：休暇 半日：時休半 時間取得：時休○ |
| 弁護講座(共済組合主催)(中止) | | | | | |

○は取得時間数を記載